

議 長 日程第11「議案第61号令和5年度松田町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第61号令和5年度松田町一般会計補正予算（第6号）。

令和5年度松田町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億543万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億9,528万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、議案第61号令和5年度一般会計補正予算（第6号）について御説明をさせていただきます。

今回の補正の内容につきましては、職員の異動等に伴う給与等の人件費の増減補正や、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当事業、国民健康保険事業特別会計繰出金や介護保険事業特別会計繰出金、また感染症予防事業や私立幼稚園等教育給付費などに伴う補正となります。

それでは、初めに4ページをお開きください。第2表、債務負担行為の追加の補正でございます。こちらは町立小学校新入学児童用の机等の購入費でございます。期間は令和5年度から令和6年度で、限度額243万7,000円を追加補正するものでございます。本年度に発注をかけることにより、次年度いわゆる令和6年度に、こちらは森林環境譲与税を10分の10を活用して行うもので、安価な経費で対応ができる見込みがあることから、ここで債務負担行為の補正を行うものでございます。

それでは、10ページ、11ページ、事項別明細書の2、歳入より御説明をさせていただきます。初めに、款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、教育費国庫負担金、節は幼稚園費国庫負担金でございます。説明欄、子供のための教育・保育給付費国庫負担金150万7,000円を補正するものでございます。こちらは私立幼稚園等教育給付費によるもので、詳細につきましては歳出で御説明をさせていただきます。

次に、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金、節、企画費国庫補助金でございます。説明欄では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時給付金として9,808万7,000円の補正となります。こちらにつきましては、国の電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額強化として、まず、低所得世帯支援枠については、物価高騰に最も切実に苦しんでいる低所得者に対し、迅速に支援するため、本年の夏以降、1世帯当たり3万円を目安に支給を開始してきたものでございます。重点支援地方交付金の追加の拡大分が国から実施するため、1世帯当たり、ここで7万円を追加するものでございます。住民税非課税世帯1世帯当たり合計は10万円を目安にですね、給付になるものでございます。

またですね、もう一つの推奨メニュー枠というものがこの交付金でございます。こちらについては、観光事業者物価高騰対策支援給付金や、給食費の保護者負担額の物価高騰対策補助金などによるものでございます。

それでは、次に県支出金、項、県負担金、目、民生費負担金、節、保険基盤安定負担金につきましては、説明欄、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、こちらは令和4年度の療養給付費の実績がですね、確定したため、35万円の歳入増額の補正を行うものでございます。こちらにつきましても、詳細は歳出で御説明をさせていただきます。

次に、款、県支出金、項、県負担金、目、教育費負担金、節、幼稚園費負担金につきましては、説明欄、子供のための教育・保育給付費負担金75万3,000円を補正するものでございます。こちら先ほどの教育費の国庫負担金同様に、私立幼稚園等の教育給付費によるもので、こちら詳細は歳出で説明をさせていただきます。

次に、項、県補助金、目、民生費補助金、節は児童福祉費補助金でございます。説明欄、保育環境改善事業補助金につきましては、さくら保育園、そしてなのはな保育園に伴う感染症対策支援事業費として40万円の補正をするものでございます。こちらは3分の2の補助事業となります。

次に、款、県支出金、項、県補助金、目、農林水産業費補助金、節、農業費補助金につきましては、説明欄、農地利用最適化交付金といたしまして、53万3,000円の補正でございます。こちらは10分の10の補助事業となっております。詳細については歳出で説明をさせていただきます。

またですね、目、教育費補助金、節、幼稚園費補助金、説明欄、子供のための教育・保育給付費補助金につきましても、先ほどの教育費国庫負担金及び県負担金と同様に、私立幼稚園等の教育費補助金によるもので、50万6,000円を補正するものでございます。

続きまして、款、財産収入、項、財産運用収入、目、利子及び配当金、説明欄は財政調整基金の利子69万7,000円の増額補正となります。本件につきましてはですね、法の第241条に、基金につきましては確実かつ効果的に運用しなければならないという規定がございます。これまでは定期預金として運用してきましたが、金利の低金利の状況が続いていることからですね、本基金の資金を活用して定期預金より高い金利である、今回は債券を購入することによって、さらなる運用収益を確保し、町民サービスの向上に向けた施策等の財源確保に取り組むための事業となります。今回は、神奈川県第261回の公募債をですね、10年債を2億円購入し、基金の運用管理を行うため、令和5年度の受入利息が増額するこの69万7,000円になるため、補正を行うものでございます。利率につきましては、年0.851%、本年度は69万7,000円の増額になりますが、令和6年度以降につきましては170万2,000円で令和15年度までの10年間を総額すると1,686万6,000円の受入利息額の増額となることとなります。定期預金の継続をしていた場合の2億円の場合については、今、0.002%となっておりますので、受け入れる利息は4,000円ということになっております。

続きまして、款、諸収入、項、事業収入、目、介護予防ケアマネジメント費

収入でございます。こちらは説明欄、介護予防ケアマネジメント費収入59万1,000円の補正で、介護予防・生活支援サービス事業の増加によるものでございます。

続きまして、款、諸収入、項、雑入、目、雑入、説明欄につきましては後期高齢者健診収入でございます。こちらは後期高齢者の健康診査に伴う事業で、10分の10の補助事業となります。171万2,000円の補正を行うものでございます。

続きまして、12、13ページでございます。こちらにつきましても、項、雑入、目、雑入の説明欄は経営安定緊急融資中小企業信用保証料の補助金の返還金といたしまして、29万9,000円の補正となります。

続きまして歳入になります。14、15ページになります。款、項、目でございます。議会費でございます。説明欄（2）職員給与費でございます。職員の異動等による減額補正となります。

次に、款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、説明欄（1）職員給与費につきましても、職員の異動等に伴う増額補正となるものでございます。

続きまして、款、総務費、項、総務管理費、目、財産管理費でございます。こちらは先ほどの収入で御説明したとおり、神奈川県債の購入に伴う利子分の積立てにおける歳入、同額の69万7,000円の補正となります。

次に、目、寄出張所費の16、17ページにわたりますが、説明欄、繰出金の国民健康保険診療所事業特別会計繰出金につきましても、58万9,000円でございます。職員給与費に伴う補正となるものでございます。

続きまして、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、説明欄（1）職員給与費につきましても、職員の異動等に伴う補正となります。

次に、2つ目のですね、説明欄の（7）物価高騰対応重点支援事業につきましても、こちらはA I オンデマンドバス利用促進事業補助金151万2,000円を補正するものでございます。この事業につきましても、国の臨時交付金推奨メニュー枠の補助金を活用し、高齢者等の移動手段の確保を目的に、既存のですね、高齢者等のタクシー補助事業から町が新たに始めたA I オンデマンドバスの利用を促進するためのもので、期限限定のチケットを利用希望者に配布をし、高

齢者等の移手段と併せて地域公共交通の活性化を資する取組となるものでございます。

続きまして、説明欄（１）国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、728万5,000円の減額補正でございます。こちら職員給与費等に伴う補正となります。また、説明欄（２）介護保険事業特別会計の繰出金につきましても、職員給与費や、こちらは事務費の繰入れ等の増額に伴うもので、123万8,000円を補正するものでございます。

続きまして、18、19ページにわたりますが、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、説明欄（１）物価高騰対応重点支援給付金事業につきましては、先ほどのとおりですね、低所得者支援枠につきまして、物価高騰等に切実に苦しんで、低所得者に対し、一律7万円の追加をするものでございます。事業の執行に伴う消耗品費や、案内通知等の郵送料、また給付金につきましては1,200世帯分への7万円を給付するため、総額といたしまして8,700万円を増額補正するものでございます。こちらはプッシュ型の事業となります。

続きまして、目、老人福祉総務費の説明欄、後期高齢者医療広域連合市町村定率負担金につきましては、後期高齢者医療広域連合といたしまして、特別な地方公共団体が主となり、市町村と連携をしながら制度を運営しているもので、令和4年度の療養給付費等の実績が確定したもので、477万6,000円を増額補正するものでございます。こちらは75歳以上の療養給付費等に要する費用増が、費用額が増加したための影響によるものでございます。

また、後期高齢者医療保険基盤安定制度繰出金につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金によるもので、46万7,000円の補正となるものでございます。

次に、款、民生費、項、社会福祉費、目、障害者福祉費、説明欄、障害者総合支援システム改修費負担金につきましては、こちらは報酬額の改定等に伴うシステムの改修費として15万4,000円を補正するものでございます。

続きまして、目、児童福祉総務費、説明欄（10）感染症総合対策事業におきましては、保育環境改善等事業費補助金としまして、先ほど歳入で御説明のと

おり、さくら保育園やなのはな保育園に伴う感染症対策の支援事業費として、保護者負担軽減を目的に、おむつ用のごみ箱等の購入に伴う経費60万円を補正するものでございます。

また、説明欄（２）物価高騰対応重点支援事業としまして、保育施設給食費保護者負担軽減給付金といたしまして、総額85万5,000円の補正を行うものでございます。こちらも10分の10の補助事業となります。

款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費、説明欄、職員給与費につきましても、20ページ、21ページになりますが、職員の異動等に伴う補正となります。

また、説明欄の（１）寄簡易水道事業特別会計繰出金につきましても、150万円の減額補正を行うものでございます。会計のですね、繰越金額の増額に伴い、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

次に、項、保健衛生費、目、予防費、説明欄（１）母子保健事業の償還金利息及び割引料につきましても、健康診査や健康教育、また相談等の各事業に伴う過年度分の国庫補助金の返還金といたしまして、9万3,000円を補正するものでございます。

続きまして、説明欄（２）になります感染症予防事業につきましても、任意予防接種費助成金といたしまして、こちらは带状疱疹予防接種の助成金につきましても、利用者の増加に伴い、ここで104万円を補正するものでございます。

続きまして、目、予防費、説明欄（５）後期高齢者保健事業では、後期高齢者健康診査委託料ほか171万2,000円を補正するもので、こちらも10分の10の補助事業となります。

次に、款、農林水産費、項、農業費、目、農業委員会費、説明欄、農業委員会運営等に要する経費といたしまして、こちらは農業委員会等の農地パトロール等における消耗品費等53万3,000円の補正を行うもので、10分の10の補助事業となります。

続きまして、目の農業総務費の説明欄、職員給与費につきましても、職員の異動等に伴う補正となります。

続きまして、22、23ページ、款・項、商工費、目、商工総務費、説明欄につきましては、職員給与費につきましても、職員の異動等に伴う補正となります。

続きまして、項、観光費、目、観光振興費、説明欄（2）町観光協会補助金1,316万8,000円の減額補正につきましては、まつだ桜まつりほか指定管理業務となったものなどによる減額補正となります。また、説明欄（8）物価高騰対応重点支援事業につきましては、観光事業者物価高騰対策支援給付金といたしまして、250件分の観光等での宿泊対象見込み件数に対し、3,000円分の支援を行うため、総額75万円を補正するものでございます。こちらは10分の10の補助事業となります。

続きまして、款、土木費、項、土木管理費、目、土木総務費の説明欄、職員給与費につきましては、職員の異動等に伴う補正となります。

続いて、24、25ページになります。款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費、説明欄につきましては職員人件費については、職員の異動等に伴う補正となります。

説明欄2つ目のですね、幼稚園・学校教育活動全般に要する経費でございます。（1）といたしまして、一般事務経費として、私立幼稚園等教育給付費、こちらを402万7,000円を補正するものでございます。こちらは認定子ども園あるいは新制度移行幼稚園における利用者の増額に伴う補正となるものでございます。

また、説明欄（18）物価高騰対応重点支援事業におきましては、負担金補助及び交付金の1つ目として、給食費保護者負担額物価高騰対策補助金といたしまして690万円、また幼稚園の給食費相当分保護者負担軽減給付費として105万円の補正を行うものでございます。こちらも10分の10の補助事業となります。

ページ26、27ページにおきましては、目、社会福祉総務費、説明欄、職員給与費につきましても、職員の異動等による補正となります。

最後に、款・項・目、予備費でございます。予備費につきましては、2,141万3,000円の増額となり、総額が3,427万1,000円となるものでございます。

そして、28ページから37ページまでにつきましては、一般会計並びにですね、

全会計の給与費明細書等によるものでございます。

そして最終ページの38ページにつきましては、最初のですね、ページ4ページのですね、債務負担行為の補正、追加補正に伴う、こちらは追加のですね、調書を添付させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

以上で説明のほうを終わりにさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

1 2 番 寺 嶋 2点ほどお伺いします。

1つはですね、物価高騰に対する低所得者の世帯支援金、交付金ですけども、これはいつ頃交付金に来て、いつ頃までに給付するような流れになるのか、その辺をお伺いします。

あと、事業者への臨時交付金ということで、小学校とか保育園の学校給食費保護者負担軽減措置補助金の追加といいますか、助成ですけども。これは期限はあれですか、5年度末なんですか。年度内なんですか。6年度も何かやられるような予定はあるのか、その辺をお伺いいたします。

福 祉 課 長 それでは、寺嶋議員さんの御質問にお答えいたします。まず、重点支援の給付金、低所得者向けの給付金の関係なんですけれども、こちらについてはもう国のほうから、全体の8割ということになりますけれども、交付決定が出ておりますので、こちらを御利用させていただきます。また、給付に伴うですね、申請につきましては、年内に発送をさせていただいて、間に合うようであれば支払いのほうもやっていければと思っております。年度内で対応ということで今考えて進めております。以上です。

教 育 課 長 それでは、2点目の給食費の保護者負担の関係を御説明させていただきます。現在、今回の補正につきましては、1月、2月、3月分の給食費をゼロにするというところで計上させていただいたところでございます。また、令和6年度の予定でございますが、現在のところは給食費無償化等の今のところ予定はございません。以上です。

1 2 番 寺 嶋 低所得者の支援交付金ですけども、一応2月、3月ですからね、5年度ね、

年度内には間に合う…年度内に終了する予定だと思うんですけど、いつまでというのはこれ期限は、そういう方針みたいなものがあるんでしょうか。

あと、この基点ですけども、何…令和5年の何月何日現在の高齢者といいますか、低所得者1,200世帯のね、この分だと思うんですけども、これ、今後です、来年とか令和6年か、その、これからまた新たに低所得者といいますか、住民…はっきり言えば住民税非課税世帯の方が大体低所得者に値すると思うんですけども、今後の方はね、どうされるんですか。これからずっと、低所得者だったらずっとなくなるわけじゃないですからね。これからじゃあどう…その漏れた方と言っちゃおかしいんですけども、その基点に対して今後ね、低所得者になる方は、何か減税みたいなのが特にえられるんですか。そういう対策がないとね、何か一回こっきりといいますか、そういうのがね、拭え…こっきりになっちゃう可能性もあるんで、その辺のことについてね、もし分かりましたらお伺いをいたします。

福 祉 課 長 御質問にお答えいたします。まず基準日なんですけれども、12月1日、この時点を基準日としております。その時点での低所得者の非課税世帯者ということ、世帯の方ということで出しております。

それとあとです、次年度以降の対応については、特にちょっと国のほうからですね、新しい内容というところがまだ来ておりませんので、この部分どうするかについては、ちょっと私のほうでは今現時点では不明としかお答えできないということで、申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

12番 寺 嶋 終わります。

議 長 大丈夫ですか。そのほか質疑。

10番 南 雲 2点お伺いいたします。15ページの積立金、さっきの財調の2億円に対して公共債にされたということなんですけれども、これは全体の何%とかお決めになってられるんでしょうか。そのことと、あと…ごめんなさい。財調の合計額の何%とかいうふうに決められているのかということですね。

それから、19ページですね。障害児者支援及び給付に要する経費の中で…あ、ごめんなさい。間違えました。その下の児童福祉全般に要する経費の中で、保

育環境改善等事業補助金の中で、おむつ用のバケツ購入されることということなんですけれども、これはおむつの持ち帰りが廃止になったのかどうか。その点をお伺いいたします。

参事兼政策推進課長 御質問ありがとうございます。まずですね、財政調整基金からですね、何%ぐらいにして2億円という額を決めたのかというところなんですけれども、今の町のほうでも財政推計というのをを出しております。2043年度までの財政推計を含めて、財調ももし足りなくなった場合の推計を踏まえて、どういう形で財源を生むかということで、会計管理者が主体になってですね、県と交渉したりしながら、一番いい利率の今、県債がですね、この辺は監査委員からも指摘がございまして、うまく運用しろというような形もございましたので、その15億円のうちの1億円、1億円という形のあれがあるんですけれども、今回はその辺を財政推計を踏まえた形で2億円という額を定めて10年間サイクル回すという形でさせていただいたところでございます。以上です。

子育て健康課長 2点目の御質問についてお答えいたします。今回おむつのはですね、補助金ということで、各保育園に補助金として出す内容としては、おむつのごみ箱を購入していただいて、それを保育園に設置して、おむつをその場で持ち帰らないで処分できるように今回設置をするために購入するものです。

議 長 よろしいですか。

10番 南 雲 会計で県のほうと御協議されたということで、ごめんなさい、財調のほうなんですけれども。この公共債って、そのときの相場で解約した場合も利率つきますので、また相談しながら、もしね、できれば増やせる部分があればということで、よろしく願いいたします。

議 長 よろしいですか。

8番 田 代 前者の寺嶋議員の質問に関連した内容です。ページ24、25、款、教育費、項目、社会教育費…あ、すみません。事務局費でした。社会教育費の上になります。幼稚園・学校教育活動全般に要する経費ということで、18番、負担金補助及び交付金、給食費の関係です。これについて、先ほどの質問のときに、物価が高騰したと。保護者の負担が高くなっているの、来年の1月から3月分ま

での給食費の保護者支払いをゼロにするというふうに回答されたと思うんですけど、まずそれで間違いないでしょうか。

教 育 課 長 保護者の負担をゼロというところで間違いございません。

8 番 田 代 それでは質問させていただきます。私の承知している限りですと、学校給食法、このような法律がありまして、以前、教育委員会サイドの説明だと、調理にかかる人件費とか設備関係、そういった学校給食に関するものは町が負担すると。一方で、食材費ですよね。実際に食べる食材、それについては保護者負担だと。それについて、補助金をある程度町が支援するという考えなんですけれども、今回のこのお金のほうは、その補助金を多くする。そのような考えでよろしいですか。

教 育 課 長 現在、お1人当たり950円、町のほうで補助をしているところでございますけれども、その部分を増額するというところでございます。

8 番 田 代 そこでね、学校給食法という法律名が正しいかどうか分からないんですけども、2分の1ずつが負担になってますよね。要するに食材費は保護者が負担すると。それをまた町が上乘せして補助するということは、解釈として法律的に大丈夫なんでしょうか。その辺がちょっと気になりまして、質問いたします。

教 育 課 長 今回の補助の目的は、まず保護者の負担をゼロにするというところで、かかった食材費については町が補助金ということで給食の会計の中に補助をするというような取扱いで事務を進めていく予定でございます。以上です。

8 番 田 代 分かりました。終わります。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第61号令和5年度松田町一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 暫時休憩に入ります。再開は15時15分となります。よろしく申し上げます。

(14時57分)